

20-02-00, 07.20 , 広明阿 # 8/ 20 .

本質問主意書の処理

衆 36 奥野 総一郎 議員

確定版

答 弁	〔	2 月 12 日 (水)	正式転送
		月 14 日 (金)	内閣官房内閣総務官室へ 閣議資料等を提出
		月 18 日 (火)	閣議に付議 (閣議決定後国会へ提出)

※正式転送があるまでは提出者等との接触厳禁！(政府部内限り)

(

(

東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

令和二年二月五日

提出者

奥野

総

一

郎



衆議院議長 大島 理森 殿

東京高検検事長の定年が半年間延長された件に関する質問主意書

黒川弘務東京高検検事長（六十二歳）の定年が、半年間延長された旨報道されているが、本件に関し以下の通り質問する。

一 検察庁法第二十二條は、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する」とし、検事総長及び検察官の定年を定めている。検事総長及び検察官がこの定年を超えて勤務（以下「検察官の定年延長」という。）した例はあるのか。

二 検察官の定年延長の例があるのであれば、法令上の根拠規定は何だったか。

三 検察官の定年延長の例がこれまで無かったのであれば、今回、黒川弘務東京高検検事長の定年を延長したのはなぜか。またその法令上の根拠規定を示されたい。

四 国家公務員法第八十一條の三第一項は、「同項の規定にかかわらず」とある通り国家公務員の定年による退職を定めた同法第八十一條の二第一項の特例を定めたものであり、検察庁法第二十二條の特例を定めたものではないと解釈されるが、政府の見解を示されたい。

五 黒川弘務東京高検検事長の定年延長は、検察庁法違反ではないか、政府の見解を示されたい。

六 黒川弘務東京高検検事長の定年延長を閣議決定により行つた理由について示されたい。

七 今回の閣議決定により定年延長された黒川弘務東京高検検事長を検事総長に任命することは、検察庁法第二十二条上、可能か。

右質問する。